滋賀県契約審議会資料 1-1 令和4年(2022年)8月25日会計管理局

事業者調査について

・基本理念4に関する内容を中心に事業者の取組を把握するため、 「アンケート調査」および「賃金実態調査」の2つの方法により実施する。

【基本理念】

- 1 契約の過程の透明性、競争の公正性の確保および不正行為の排除の徹底
- 2 契約の履行により提供されるサービス等の質の確保
- 3 地域経済の活性化への配慮
- 4 一定の行政目的の実現を図るための契約の活用

1 アンケート調査

- (1)目的
 - ・事業者の取組状況を把握することにより、県の取組の促進、見直し等を図る。
- (2) 対象
 - ・調査実施日の直近時点で、滋賀県の工事、工事等業務、物品・役務の入札参加資格登録 をしている事業者。
- (3)調查内容
 - ・前年度(R3年度)に県との契約実績がある事業者の基本理念3,4に関する項目の取組 状況
 - ・今後の県の取組の参考とするための内容
- (4)公表
 - ・事業者の取組状況として、審議会および議会へ報告するとともに、県ホームページで公 表することを想定。

2 賃金実態調査

- (1)目的
 - ・人件費割合の高い県発注業務に従事する者の賃金等の実態(雇用形態、賃金水準、賃金 単価など)を把握する。
- (2)対象(概ね90件程度)
 - ・調査実施日の直近月現在、県と契約関係にある業務のうち①~③の全てに該当する業務。
 - ①労働集約型業務であって、予定価格の積算上、人件費の割合が高い業務。
 - ②1年以上の長期で契約する業務
 - ③業務に従事する者に特段の資格、免許等が必要でない業務。
- (3)調査内容
 - ・調査実施時の直近月に対象業務に従事した労働者の賃金支払状況。
- (4) 公表
 - ・業種別の平均賃金等を事業者が特定されないよう留意してとりまとめ、審議会および議 会へ報告するとともに、県ホームページで公表することを想定。
- (5) その他
 - ・調査対象業務の絞り込みについては、次頁のとおり、県の支払額が賃金に大きく影響する可能性があると考えられる労働集約型業務に対象を限定する。

(参考)賃金実態調査対象業務の考え方

■労働集約型業務(庁舎等管理業務など)

・長期の契約で毎日、定時間の業務があり、契約	→県の支払額が賃金に大きく影響する可能性が
期間中は県発注業務に専従している。	ある。
・国で定める労務単価はない。	→賃金実態を把握できる既存調査なし
・最低制限価格は、最低賃金を基本として、土木	*積算に示される所要時間や労務単価、作業内容
施設維持管理の算定式を参考に設定。	の妥当性に関しては、別途、事業者アンケートで
	確認する。

■取組方針 抜粋

(P15) 条例を推進するための仕組み

3 事業者の取組状況の把握

環境に配慮した事業活動、多様な人材の活用、県の契約の履行に係る業務に従事する者の労働 環境の整備等にかかる事業者の取組状況を調査し、調査結果を関係機関で分析および共有し、必 要に応じてその後の取組に反映していきます。